

フィンランド

実案規則

1996年2月26日法令第119号により改正された1991年12月5日法令第1419号

1996年施行

目次

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第5a条

第6条

第7条

第8条

第9条 優先権

第10条

第11条

第12条

第13条 クレーム

第14条 明細書

第15条 函面

第16条 実用新案出願の補正

第17条 実用新案登録簿

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第24a条 特許庁による審査

第24b条 国際出願の受理官庁

第25条 その他

第26条

第27条 施行

第1条

実用新案の出願書類は願書及び添付書類で構成される。

実用新案出願に関する本規則の規定は、別段の定めがない限り次に適用する。

- (1) フィンランド実用新案出願
- (2) 実用新案法第 45d 条に基づきフィンランドでされる国際実用新案出願及び特許法(法第 550/67 号)第 38 条の規定に基づき審査するために受理された国際実用新案出願、及び
- (3) 国内実用新案出願に変更された欧州特許出願

第2条

願書は出願人又はその代理人が署名し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 出願人の名称、居所及び住所、並びに代理人が任命されている場合は、代理人の名称、居所及び住所
- (2) 発明者(以下「考案者」という。)の名称及び住所
- (3) 実用新案出願の対象である発明(以下「考案」という。)の簡明かつ事実に基づく名称
- (4) 実用新案法(法第 800/91 号)第 5 条に基づく優先権が主張されるか否かの表示
- (5) 出願が複数名により共同で行われる場合は、それら出願人中の 1 名が全出願人を代表して特許庁(Registering Authority)の連絡を受ける権限を付与されているか否かの表示
- (6) 出願人が実用新案法第 12 条に規定する審査を請求するか否かの表示
- (7) 出願人が実用新案法第 18 条に規定する実用新案登録の延期を求めるか否かの表示
- (8) 出願に微生物培養菌の寄託が伴う場合は、特許規則第 17b 条に基づく報告に対応する事実報告、及び
- (9) 願書に添付される出願書類のリスト

第3条

願書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 考案を図示する 1 又は複数の図面を伴う明細書、及び 1 又は複数のクレームを記したクレーム
- (2) 出願人が代理人を任命している場合は、その委任状
- (3) 出願人が考案者と異なる場合は、対象の考案についての出願人の権原を証明する証書
- (4) 登録手数料の領収証、及び
- (5) 実用新案法第 12 条に基づき審査を請求する場合は、審査手数料の領収証

第4条

出願書類が実用新案法第 7 条第 1 段落に規定する言語と異なる言語で作成されている場合は、出願人は当該書類のフィンランド語又はスウェーデン語の翻訳文を特許庁に提出しなければならない。ただし、明細書及びクレーム以外の書類については、特許庁は翻訳文提出の要求を放棄するか又はフィンランド語又はスウェーデン語以外の言語の翻訳文を受け入れることができる。

第5条

実用新案出願が特許出願からの変更によるものである場合は、出願人は、変更による出願に

際して、当該出願の基礎となる特許出願の出願日若しくはみなし出願日及び出願番号を明示しなければならない。このような実用新案出願における必要書類は、明細書、クレーム及び図面を除いて、職権で特許出願から実用新案出願に変更される。

実用新案法第 18 条に基づく登録の延期請求は、実用新案登録の出願に際してされるものとする。その後に行われる請求は考慮されない。

第 5a 条

特許規則第 52r 条及び第 52s 条の規定は、実用新案法第 8a 条に基づく欧州特許出願の国内実用新案出願への変更に準用される。実用新案法第 7 条第 2 段落の規定はその場合の出願手数料に準用される。

第 6 条

特許庁は、実用新案出願書類に出願番号と特許庁が出願を受理した日を記載する。

第 7 条

特許庁は受理した実用新案出願の出願登録簿を備えるものとする。出願は、登録手数料の納付に基づいて登録簿に記録される。登録簿の記録は公衆の縦覧に供される。

各出願について、次の事項が登録簿に記載される。

- (1) 出願受理日及び出願番号
- (2) 国際特許分類に従って出願が分類される類
- (3) 出願人の名称、居所及び住所
- (4) 出願人が代理人を任命している場合は、代理人の名称、居所及び住所
- (5) 考案者の名称及び住所
- (6) 考案の名称
- (7) 出願が先にされた特許出願の変更によるものである場合は、当該特許出願の出願日若しくはみなし出願日
- (8) 先行する出願に基づく優先権が主張されている場合は、優先権の基礎とされる出願の出願国、出願日及び出願番号
- (9) 出願が、フィンランド出願か、国際出願か又は欧州特許出願から変更された国内実用新案出願かの特定
- (10) 出願が国際出願である場合は、国際出願日、実用新案法第 45d 条によるフィンランドでの国際出願手続の実施日又は準用される特許法第 38 条に基づく出願書類の翻訳文が提出された日、並びに国際出願番号
- (10a) 出願が欧州特許出願から国内実用新案出願に変更されたものである場合は、欧州特許条約の規定による出願日、変更の結果として特許庁に出願がされた日、並びに欧州特許出願の出願番号
- (11) 分割による出願の場合は、登録簿に記載された原出願の出願番号と出願日
- (12) 分割による新出願の場合は、新出願の出願番号
- (13) 出願書類が実用新案法第 18 条に基づき公衆の利用に供された場合は、その利用に供された日
- (14) 出願について実用新案法第 12 条に基づく審査請求がされたか否かの表示

- (15) 提出書類と納付された手数料，及び
- (16) 当該出願に関してされた決定

第 8 条

実用新案登録を求める考案が他人に譲渡されたことが特許庁に通知された場合は，当該譲渡の証拠が提出された場合に限って，実用新案出願登録簿に譲受人が出願人として記入される。

第 9 条 優先権

実用新案法第 5 条に規定する優先権を享受するためには，出願人はフィンランドにおいて提出する願書に優先権の主張を記載し，かつ，その中で優先権の基礎とする先行出願の出願国と出願日を記載し，更にできるだけ速やかに当該先行出願の出願番号を通知しなければならない。出願が実用新案法第 8 条に基づく変更によるもの場合は，原出願においてされている優先権の主張は新たな優先権の主張を要することなく変更から生じた出願に及ぶ。

第 10 条

特許庁は，出願人に対して，所定期限内に優先権主張の根拠とする出願がされた当局が発行する当該出願の出願日と出願人の名称を記載した証明書，並びに当該当局の認証がある出願書類の写しを提出することによって優先権を証明するよう求めることができる。上記の写しは，特許庁の定める様式によらなければならない。

第 11 条

優先権は，当該考案が開示された最初の出願に基づいてのみ主張することができる。最初の先行出願を行った出願人又はその権原承継人が同一の考案に関して同一の当局に後続の出願を行った場合は，後続の出願時に先の出願が公衆の利用に供されることなくまた如何なる権利も残すことなく既に取下，却下若しくは拒絶されておりその結果優先権の根拠性を欠いている場合に限り，後続の出願を優先権の基礎とすることができる。第 2 段落の規定に従い後続の出願に基づいて優先権が主張される場合は，先の出願は優先権の基礎として機能することができない。

第 12 条

優先権は複数の先行出願に基づいて主張することが可能であり，これはそれら複数の出願が異なる国でされたものである場合にも適用される。

第 13 条 クレーム

クレームは，次の事項を含まなければならない。

- (1) 発明の名称
- (2) 該当する場合は，考案の新規性の基準となる既存技術(先行技術)を明らかにする記述，及び
- (3) 考案に新規で特徴的な性格を与えている特性の記述

実用新案出願には複数のクレームを含めることができる。出願において複数のクレームを含める場合は，それらは整理して一連番号を付す必要がある。

各クレームは1個の考案にのみ関係付けることができる。

実用新案出願が複数の考案を含む場合は、それらは相互依存的なものでなければならない。複数の考案が相互依存的であるためには、考案の間にそれらが全面的又は部分的に同一又は類似の特別な技術的特徴を有するという関係がなければならない。特別の技術的特徴の用語は、各考案につきその全体的特性として現行技術水準を超えることとなる個々の考案の有する技術的特徴を意味する。

複数考案が技術的特徴を共有しているか否かは、それらが別個のクレームとして提示されているか又は単一クレームの代替要素として提示されているかに関わりなく判断されるものとする。

クレームは、そこで開示する考案と無関係な事項及び出願人が求める排他的権利と無関係な事項を含んではならない。

第14条 明細書

明細書は考案の理解に資する事項のみを含むことができる。一般に受け入れられていない新しい造語又は技術用語を使用する場合は、説明を付す必要がある。名称及び度量衡単位はフィンランドで一般的に使用されているものを使用しなければならない。

考案が微生物学的方法による生産物に関連し、かつ、実用新案法第6条第2段落の規定に基づき微生物の培養菌が寄託される場合は、出願人は出願書類において自己の入手可能な当該微生物の特徴に関するすべての関連情報を提供しなければならない。また、特許庁に寄託についての通知を行う必要がある。微生物の寄託に関する特許規則第17a条、第17b条第3段落及び第4段落、第17c条、第25a条、第25c条並びに第25d条の規定は、実用新案出願の対象である微生物の寄託に準用する。

第15条 図面

図面とは手書図、写真及びそれらと類似する画図を意味する。図面は、登録による保護を求める考案が明確になるようにできるだけ精細に描かなければならない。図面は黒白で作成し複製可能なものでなければならない。サイズはA4版を超えてはならない。

第16条 実用新案出願の補正

クレームは、元の実用新案出願で開示されていない対象を含むような形で補正することはできない。クレームを補正して新しい特徴を付加する場合は、出願人は同時に、それらの新たな特徴が元の書類のどこに記載されているかを明示しなければならない。

元の書類において複数の考案が開示されている場合は、出願人は原出願を複数の出願に分割することができる。

分割による新しい出願には、原出願で開示されていない対象を含んではならない。

原出願が相互に独立した複数の考案を含み、かつ、それらの考案間に技術的関連性がない理由で出願が分割される場合は、新出願は、原出願の減縮後2月以内に提起される場合に限り原出願と同一の日に出願されたものとみなされる。

第17条 実用新案登録簿

実用新案は、それが実用新案法第1条第2段落及び第3段落、並びに第6条から第12条まで

の規定の要件を充足している場合は、実用新案登録簿に登録される。

実用新案登録簿には、次の事項が記録される。

- (1) 出願登録簿に記載された出願番号，実用新案登録番号，当該実用新案に割り当てられた国際特許分類による類
- (2) 実用新案権者の名称，居所及び住所
- (3) 実用新案権者が代理人を任命している場合は，代理人の名称，居所及び住所
- (4) 考案者の名称及び住所
- (5) 次の日付
 - (a) 出願日
 - (b) 当該出願が実用新案法第 8 条に基づく特許出願の変更によるものである場合は，当該特許出願の出願日
 - (c) 出願が国際出願である場合は，当該出願について実用新案法第 45d 条による手続が取られた日又は準用される特許法第 38 条に基づく特許庁による審査が引き受けられた日，及び国際出願番号
 - (d) 出願が欧州特許出願から国内実用新案出願に変更されたものである場合は，欧州特許条約の規定による出願日及び変更の結果として特許庁に出願がされた日，及び欧州特許出願の出願番号
 - (e) 出願書類の公衆の利用に供された日
 - (f) 実用新案登録日
- (6) 優先権(主張された場合)。優先権の基礎とされた出願の出願国，出願日及び出願番号を明記する。
- (7) 出願が分割によるものである場合は，原出願の出願番号
- (8) 出願が実用新案法第 12 条に規定する審査の対象となっているか否かについての表示
- (9) 考案が微生物学的方法の生成物である場合は，微生物の培養菌が寄託されたかについての表示，及び
- (10) 考案の名称と図

第 18 条

実用新案法第 17 条に基づく実用新案登録についての公告においては，登録番号，国際特許分類に従った実用新案分類，考案の名称と図(必要な場合)，実用新案権者の名称，出願番号，及び当該出願が実用新案法第 12 条による審査の対象になっているかを明示する。

第 19 条

実用新案登録の無効宣言を求める特許庁への請求，並びに実用新案権譲渡又は強制ライセンスの付与を求めて訴訟を提起した者によるその旨の特許庁への通知は実用新案登録簿に記録される。

実用新案法第 45 条に従い特許庁にされた判決書の写しの送付，又は第 1 段落に言及する実用新案登録の無効宣言請求がされた場合の特許庁の決定は実用新案登録簿に記録される。そのような決定が確定すれば，当該ケースの主な認定事実が明確になるような態様で実用新案登録簿に概要の記載がされる。

第 20 条

実用新案法第 28 条及び第 29 条に基づく登録においては、実用新案権者の名称、居所及び住所、並びに譲渡、ライセンス付与又は質権設定の日付の記載が含まれる。ライセンス付与の場合は、請求に基づき、実用新案権者の権利に追加のライセンスを付与する権利が制限されているか否かを付記するものとする。

登録請求があった場合において登録事項の内容が直ちに明らかでないときは、登録請求がされた旨を実用新案登録簿に記す。

第 1 段落の規定は、強制ライセンス及び実用新案法第 1 条にいう権原承継の登録に準用する。

第 21 条

債務の履行を確保するための実用新案の差押は、通知に基づいて実用新案登録簿に記録される。

代理人についての変更も、通知に基づいて実用新案登録簿に記録される。

第 22 条

実用新案法第 33 条第 1 段落に従い、実用新案権者が自己の実用新案権を放棄する旨通知した場合において当該実用新案権についてライセンスが登録されているときは、登録実施権者は当該実用新案権の放棄について通知を受けてから登録簿から当該実用新案権が抹消されるまでの合理的な期間内に自己のライセンスを留保する旨請求することができる。

第 23 条

登録の更新は実用新案登録簿に登録される。

更新の公告においては、実用新案番号、更新期間の開始日、及び実用新案権者の名称及び住所が明記される。

第 24 条

実用新案登録が失効した場合は、特許庁は当該実用新案登録を登録簿から抹消する。

実用新案登録が登録簿から抹消された場合又は裁判所の終局判決により実用新案権が他人に譲渡された場合は、特許庁はその事実を公告する。

第 24a 条 特許庁による審査

実用新案法第 12 条第 3 段落に基づく考案の審査においては、特許庁はその認識するあらゆる事実を考慮する。特許庁による審査は、公衆の利用に供されたフィンランド国内の実用新案出願又は意匠出願の出願書類、並びにフィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、米国、英国、フランス、ドイツ及び欧州特許庁における特許明細書、公開明細書及び公衆の利用に供された国際出願書類に基づいてされる。その他の出版物も必要に応じて調査することができる。特許庁は審査の結果を通知し、特に請求されている場合は調査結果の説明書を発行する。

第 24b 条 国際出願の受理官庁

フィンランド特許庁は、出願人又は共同出願人のうちの少なくとも 1 名がフィンランド国民、

フィンランド在住者，フィンランド法に基づいて設立された法人又はフィンランドで事業を行っている主体である場合の国際特許出願の受理官庁である。

特許規則第 46 条から第 51 条まで及び第 51a 条の規定は，特許庁に提出される国際実用新案出願に準用する。同規則第 52 条及び第 52a 条から第 52c 条までの規定はフィンランドを指定する国際実用新案出願の手續に準用する。

第 25 条 その他

実用新案出願は国際特許分類の方式に従って分類される。

第 26 条

実用新案に関する公告は特許庁公報においてされる。

第 27 条 施行

本規則は 1992 年 1 月 1 日から施行される。